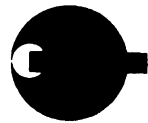


発行定日 毎週火曜日及び金曜日



奈良県公報



平城遷都
1300年
記念事業

目次

ページ

〇結核指定医療機関の指定（健康増進課）	一
〇昭和四十六年十二月奈良県告示第四百六十八号（特定工場等において発生する騒音の規制基準）の一部改正（環境政策課）	一
〇昭和四十六年十二月奈良県告示第四百六十九号（昭和四十三年厚生省・建設省告示第一号の別表の規定により知事が指定する区域）の一部改正（環境政策課）	一
〇昭和五十二年十二月奈良県告示第五百十二号（特定工場等において発生する振動の規制基準）の一部改正（環境政策課）	一
〇昭和五十二年十二月奈良県告示第五百十三号（振動規正法施行規則別表第一の付表第一号の規定により知事が指定する区域）の一部改正（環境政策課）	一
〇農地法第三条第二項第五号に規定	一

〇結核指定医療機関の指定（健康増進課）	一
〇昭和四十六年十二月奈良県告示第四百六十八号（特定工場等において発生する騒音の規制基準）の一部改正（環境政策課）	一
〇昭和四十六年十二月奈良県告示第四百六十九号（昭和四十三年厚生省・建設省告示第一号の別表の規定により知事が指定する区域）の一部改正（環境政策課）	一
〇昭和五十二年十二月奈良県告示第五百十二号（特定工場等において発生する振動の規制基準）の一部改正（環境政策課）	一
〇昭和五十二年十二月奈良県告示第五百十三号（振動規正法施行規則別表第一の付表第一号の規定により知事が指定する区域）の一部改正（環境政策課）	一
〇農地法第三条第二項第五号に規定	一

告 示

の一部を改正する規則

奈良県告示第二百八十三号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、結核指定医療機関として次のとおり指定した。
平成十八年九月二十九日

奈良県知事 柿本善也

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
ふじい内科医院	橿原市萱我町八四九一三	平成十八年八月四日

奈良県告示第二百八十四号

昭和四十六年十二月奈良県告示第四百六十八号（特定工場等において発生する騒音の規制基準）の一部を次のように改正し、平成十八年十月一日から施行する。
平成十八年九月二十九日

奈良県知事 柿本善也

第 号の（二）中「第七条」を「第七条第一項」に改める。

奈良県告示第二百八十五号

昭和四十六年十二月奈良県告示第四百六十九号（昭和四十三年厚生省・建設省告示第

一号の別表の規定により知事が指定する区域の一部を次のように改正し、平成十八年十月一日から施行する。
平成十八年九月二十九日

奈良県知事 柿本善也

表の別表の第一号の二の区域の項中「第七条」を「第七条第一項」に改める。

奈良県告示第二百八十六号

昭和五十二年十二月奈良県告示第五百十二号（特定工場等において発生する振動の規制基準）の一部を次のように改正し、平成十八年十月一日から施行する。
平成十八年九月二十九日

奈良県知事 柿本善也

第二号の（二）中「第七条」を「第七条第一項」に改める。

奈良県告示第二百八十七号

昭和五十二年十二月奈良県告示第五百十二号（振動規正法施行規則別表第一の付表第一号の規定により知事が指定する区域）の一部を次のように改正し、平成十八年十月一日から施行する。
平成十八年九月二十九日

奈良県知事 柿本善也

表中「第七条」を「第七条第一項」に改める。

奈良県告示第二百八十八号

農地法（昭和二十七年法律第二百十九号）第二条第一項第五号に規定する別段の面積を次のように定めたので公示し、平成十八年十月一日から施行する。
平成十八年九月二十九日

奈良県知事 柿本善也

別段の面積

別段の面積を適用する区域

三〇アール

宇陀市全域

奈良県告示第百八十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、大和高原北部土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

平成十八年九月二十九日

奈良県知事 柿 本 善 也

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事	窪田 幹藏	奈良市月ヶ瀬月瀬二五七一
〃	福井 昌美	三重県伊賀市小田町五六
〃	瀬崎 滋雄	奈良市高畑町一二六一六
〃	藤原 昭	奈良市右京五一九一二一四〇二
〃	中窪 忠司	奈良市丹生町一二三二
〃	上山 博	奈良市水間町二一五五
〃	辻 太郎	奈良市邑地町一五三一
〃	稲垣 正	奈良市月ヶ瀬石打八三一
〃	中奥 桂市	奈良市月ヶ瀬桃香野四九七〇
〃	西畑 勇	奈良市都祁相河町七八
〃	中尾 敏明	奈良市都祁南之庄町八四五
〃	幸田 正司	奈良市都祁白石町二一八四
〃	橋詰 昭美	奈良市都祁馬場町五八七一
〃	北谷 佳剛	奈良市針町一〇四九一
〃	窪田 剛久	山辺郡山添村大字西渡多一二八一三
〃	中西 清治	山辺郡山添村大字北野一三五三
〃	中山 勝功	山辺郡山添村大字春日六九六
〃	川畑 廣義	山辺郡山添村大字助命三〇三
〃	奥本 昇	宇陀市室生区大野二九〇七
〃	狗井 信	宇陀市室生区上等間六一六一四
〃	南 佳策	天理市三島町三六五

二 就任役員の役名、氏名及び住所

監事	井上 哲久	山辺郡山添村大字吉田五四八一
〃	巽 彌	奈良市月ヶ瀬長引二七九
〃	小林 基秀	宇陀市室生区小原三九五
〃	植田 宏	奈良市荻町三六五
〃	大西 英征	奈良市中貫町一〇〇一
理事	窪田 剛久	山辺郡山添村大字西渡多一二八一三、一二二九
〃	吉中 均	奈良市高畑町一二六一六
〃	藤原 昭	奈良市右京五一九一二一四〇二
〃	辻 太郎	奈良市邑地町一五三一
〃	中窪 忠司	奈良市丹生町一二三二
〃	上山 博	奈良市水間町二一五五
〃	岩田 文祥	奈良市月ヶ瀬尾山一九六五
〃	稲垣 正	奈良市月ヶ瀬石打八三一
〃	久保田 清隆	奈良市月ヶ瀬桃香野四四六一
〃	宗岡 徳文	奈良市針町一三三三
〃	中川 和太郎	奈良市都祁小山戸町一六九六
〃	城岡 善實	奈良市都祁白石町八六五
〃	橋詰 昭美	奈良市都祁馬場町五八七一
〃	戸毛 良高	奈良市都祁吐山町三〇八六
〃	中西 清治	山辺郡山添村大字北野一三五三
〃	中山 勝功	山辺郡山添村大字春日六九六
〃	川畑 廣義	山辺郡山添村大字助命二五二
〃	前田 禎郎	宇陀市榛原区高井四八八一
〃	狗井 信	宇陀市室生区上等間六一六一四
〃	南 佳策	天理市三島町三六五
監事	甲谷 彦幸	山辺郡山添村大字勝原一〇七〇
〃	杉野 文隆	奈良市月ヶ瀬月瀬一九五
〃	小林 基秀	宇陀市室生区小原三九五
〃	今西 重昭	奈良市都祁友田町一三九八

大西 英征 奈良市中貫町一〇〇一

奈良県告示第百九十号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第二項の規定により、平成十八年九月二十日次の表の上欄の者から協議のあった土地改良事業の施行を同意した。

平成十八年九月二十九日

奈良県知事 柿 本 善 也

協議者	事業名	地区名
広陵町長 平岡 仁	水と農地活用促進事業（農道整備）	古寺地区

奈良県告示第百九十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、奈良県土木部道路維持課において告示の日から一月間一般の縦覧に供する。

平成十八年九月二十九日

奈良県知事 柿 本 善 也

一 道路の種類 主要地方道
二 路線名 五條吉野線
三 道路の区域

路線番号	区間	区域変更の前後別	敷地の幅員メートル	延長メートル	備考
			四・六		吉野町道に

3		9
吉野郡吉野町大字橋屋 二五一番一先から 吉野郡吉野町大字丹治 一八〇番一先まで		
後	前	
B	B	A
四〇・四 七・七 八三・一	四〇・四 七・七 八三・一	一〇・五 八〇・二 移管

奈良県告示第二百九十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、大和都市計画市街化区域と市街化調整区域との区分を次のとおり変更した。

その関係書類は、奈良県土木部都市計画課及び生駒市都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成十八年九月二十九日

奈良県知事 柿本善也

一 変更に係る都市計画の種類及び名称

大和都市計画市街化区域と市街化調整区域との区分

二 変更に係る都市計画を定める土地の区域

生駒市上町及び白庭台二丁目の各一部

奈良県告示第二百九十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、大和都市計画用途地域を次のとおり変更した。

その関係書類は、奈良県土木部都市計画課及び生駒市都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成十八年九月二十九日

奈良県知事 柿本善也

一 変更に係る都市計画の種類及び名称

大和都市計画用途地域

二 変更に係る都市計画を定める土地の区域

生駒市上町及び白庭台二丁目の各一部

奈良県告示第二百九十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置を次のとおり指定した旨、奈良県奈良土木事務所長から報告があった。

平成十八年九月二十九日

奈良県知事 柿本善也

一 指定の場所（平成十八年九月八日現在の地番による。）

天理市田井庄町三〇九番地の一部

二 申請者の住所及び氏名

天理市田井庄町二三番地

仲西恵子

奈良市菅野台三番一〇号

武田美代子

三 道路の幅員 六・〇メートル

四 道路の延長 三四・一八メートル

五 指定年月日 平成十八年九月十四日

六 指定番号 奈土第一八〇一号

公 告

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）として次のとおり指定しました。

平成十八年九月二十九日

奈良県知事 柿本善也

一 病院又は診療所

医療機関の名称

医療機関の所在地

指定年月日

植松クリニック

奈良市西大寺南町二番六号

平成十八年七月一日

吉富クリニック

奈良市西御門町二七一 奈良三和東洋ビル五〇一

平成十八年七月一日

かきぎクリニック

大和郡山本庄町一九七一

平成十八年七月一日

医療法人植松クリニック

橿原市八木町一七二三

平成十八年七月一日

八木植松クリニック

橿原市木原町三〇番一

平成十八年七月一日

辻本内科メンタルクリニック

奈良市鹿野園町一〇〇〇番一

平成十八年七月一日

バルツァ・ゴッデル

奈良市鹿野園町一〇〇〇番一

平成十八年七月一日

財団法人信貴山病院ハートランドしぎさん

生駒郡三郷町勢野北四二三一

平成十八年七月一日

二 薬局

医療機関の名称

医療機関の所在地

指定年月日

薬局セブンファーマシー

奈良市右京四丁目二二三

平成十八年

右京店	薬局セブンファーマシー 学園前店	奈良市鶴舞東二二六	平成十八年 七月一日
薬局セブンファーマシー 佐保店	奈良市法蓮佐保町六三五一	平成十八年 七月一日	
薬局セブンファーマシー 三条店	奈良市大宮町四丁目三五〇 西岡第一ビル一階	平成十八年 七月一日	
薬局セブンファーマシー 朱雀店	奈良市朱雀六丁目二一八	平成十八年 七月一日	
薬局セブンファーマシー 新大宮店	奈良市大宮町六一九六 新大宮ハイツ 一〇一	平成十八年 七月一日	
薬局セブンファーマシー 本店	奈良市神功三丁目四一六	平成十八年 七月一日	
さくら通り薬局	奈良市小西町二一 ジャパンドビル一階	平成十八年 七月一日	
奈良会堂薬局	奈良市紀寺東口町七六七八	平成十八年 七月一日	
かるがも薬局奈良店	奈良市大森町四六三	平成十八年 七月一日	
ニケ辻マルゼン薬局	奈良市尼辻西町六六六	平成十八年	

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第六十五条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定の辞退がありました。

平成十八年九月二十九日

奈良県知事 柿 本 善 也

病院又は診療所

すみれ薬局	橿原市内膳町五一三五 コスモ大和八木一A	平成十八年 七月一日
サエラ薬局	生駒市本町五一九	平成十八年 七月一日
ニイ薬局	宇陀市菟田野区古市場二七〇番地	平成十八年 七月一日

一 許可番号

奈良県知事 柿 本 善 也

医療機関の名称	医療機関の所在地	辞退年月日
ナビール丹生クリニック	生駒市西松ヶ丘一四三 ナビール三和ビル二階二〇二	平成十八年 七月十五日

都市計画法（昭和四十二年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県土木部建築課において閲覧できます。

平成十八年九月二十九日

平成十八年八月七日第七八一五七号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十八年九月二十一日第六五三六号

開発区域に含まれる地域

三 御所市大字名柄五一番地二の二部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府八尾市八尾木東三丁目三番地ノ九四五 森本洋

都市計画法（昭和四十二年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県桜井土木事務所において閲覧できます。

平成十八年九月二十九日

奈良県知事 柿 本 善 也

一 許可番号

平成十八年七月十四日桜井第三九一三号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十八年九月十四日桜井第五八一九号

公共施設に関する工事の検査済証 平成十八年九月十四日桜井第五九一五号

三 開発区域に含まれる地域

磯城郡田原本町大字千代三九七番地ノ二、三九八番地ノ三、四〇四番地ノ二の各一部、四〇四番地ノ四、四〇五番地ノ二及び四〇六番地ノ二の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

磯城郡三宅町大字石見三八番地ノ二八

五 竹村興産 代表者 竹村満

五 公共施設の種類の、位置及び区域

道路 磯城郡田原本町大字千代三九七番地ノ二、三九八番地ノ三、四〇四番地ノ二、四〇五番地ノ二及び四〇六番地ノ二の各一部

下水道 磯城郡田原本町大字千代三九七番地ノ二、三九八番地ノ三、四〇四番地ノ二、四〇五番地ノ二及び四〇六番地ノ二の各一部

教育委員会規則

奈良県立図書館情報館管理運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年九月二十九日

奈良県教育委員会委員長 松 本 真理子

奈良県教育委員会規則第三号

奈良県立図書館情報館管理運営規則の一部を改正する規則

奈良県立図書館情報館管理運営規則（平成十七年三月奈良県教育委員会規則第十八号）

の一部を次のように改正する。

第二条第一項中第十一号を第十二号とし、第五号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、

第四号の次に次の一号を加える。

五 主任調整員

第三条第一項中第十一号を第十二号とし、第五号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、

第四号の次に次の一号を加える。

五 主任調整員は、上司の命を受け、特命事項を処理する。

附 則

この規則は、平成十八年十月一日から施行する。

【定価】 一か月 三千四百五十円 一部売り 一枚につき四十五円（共に、送料別）

本誌は再生紙を使用しています。

発行

奈

奈良市登大路町三〇
電話 〇七四二―二三―一〇二(代)

印刷

株式会社 春日

奈良市三条栄町九一八
電話 〇七四二一三五一七三二(代)